

下記の委託業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年10月25日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度「わたしの避難計画」普及促進に関する業務委託

(2) 業務目的

本県では、想定される自然災害の犠牲者を最小化させるため、早期避難を「他人事ではなく自分事」として意識付ける取組として、「わたしの避難計画」の県民一人ひとりの作成を推進している。本業務は、「わたしの避難計画」の普及促進のため、「わたしの避難計画」作成を支援する動画の制作及び「わたしの避難計画」の取組について認知度を向上させる広報を行うことを目的とする。

(3) 履行期限

令和5年3月24日限り

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、8,000,000円（消費税込み）とする。

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 静岡県における者一覧表のうち「公告代理」または「映画・ビデオ」の営業種目に登録がある者であること。
- (3) 静岡県内に本社又は営業所を有していること。
- (4) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参加停止を受けていないこと、又は静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

令和4年10月25日（火）の午前9時から令和4年11月11日（金）の午後5時まで

(2) 配布場所及び配布方法

上記2及び申請書類等ダウンロードサービス（静岡県公式ホームページ電子行政サービス）に掲載する。

4 参加表明書及び技術提案書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書及び技術提案書を提出すること。

(1) 提出期間

令和4年10月25日（火）から令和4年11月14日（月）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(2) 提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館4階 静岡県危機管理部危機政策課

TEL：054-221-3731 FAX：054-221-3252

E-mail：boukei@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 提出方法

上記提出先まで持参にて提出すること。（郵送可。長3号封筒〔簡易書留料金を含む切手404円貼付〕を併せて持参もしくは郵送すること。）

5 契約予定者を特定するための基準

(1) 次に掲げる評価項目を勘案し特定するものとする。

ア 当該業務の業務理解度、実施手順、特定テーマに対する技術提案の的確性、実現性の評価が最も高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。

(2) 契約予定者に特定された者に対しては、特定通知書により令和4年11月29日（火）までに通知する。

6 非特定理由に関する事項

(1) 技術提案書を提出した者のうち、契約予定者に特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）により令和4年11月29日（火）までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和4年12月6日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）までに書面（様式自由）により、発注者に対し非特定理由について、説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和4年12月7日（水）までに書面により回答する。

(4) (2)の書面は、4(2)に示す静岡県危機管理部危機政策課まで提出すること。提出方法は、電子メール、電送、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び電送にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

7 その他

(1) 詳細は、「令和4年度「わたしの避難計画」普及促進に関する業務委託説明書」による。

(2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3) 照会窓口は、〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁別館4階 静岡県危機管理部危機政策課（電話番号 054-221-3731）とする。